別表六の二（四）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第３項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(四)「18」）×［(5)/(6)又は(11)/(12)］」の(13)の欄は、別表六の二(四)「7」の欄に記載された割合が５％を超える場合には「(5)/(6)又は」を消し、その他の場合には「又は(11)/(12)」を消すこと。

別表六の二（四）付表　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

各連結法人における試験研究費の額	1	円	各連結法人における比較試験研究費の額 （別表六の二(七)「10」）	7	円
各連結法人の試験研究費の額の合計額 （各連結法人の(1)の合計）	2		個別増減試験研究費の額 (1)－(7)	8	
特別試験研究費対象割合 別表六の二(五)「3」／別表六の二(五)「1」	3		個別増減試験研究費割合 (8)／(7)	9	
各連結法人における特別試験研究費対象金額 （別表六の二(五)付表「1」）×(3)	4	円	個別税額控除割合 12/100＋((9)－5/100)×0.3 （小数点以下３位未満切捨て） （0.17を超える場合は0.17とし、0.12未満の場合又は(7)＝０の場合は0.12とする。）	10	
各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(4)	5		個別税額控除相当額 (5)×(10)	11	円
各連結法人の差引試験研究費の額の合計額 （各連結法人の(5)の合計）	6		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(11)の合計）	12	
			中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 （別表六の二(四)「18」）×［(5)/(6)又は(11)/(12)］	13	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）